

志木市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、志木市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成15年志木市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条の規則で定める開発行為)

第2条 条例第3条の規則で定める開発行為は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第14号に掲げる開発行為
- (2) 条例第4条第1項第3号から第5号までに掲げる開発行為
- (3) 平成15年6月1日現在において120平方メートル未満の一団の土地において行う開発行為であって、当該土地の面積を減少させないもの
- (4) その他市長が良好な住居等の環境の形成又は保持のため支障がないと認める開発行為

(条例第4条第1項第2号の規則で定める建築物)

第3条 条例第4条第1項第2号の規則で定める建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ろ）項に掲げる建築物とする。

(条例第5条第2号の規則で定める工作物)

第4条 条例第5条第2号の規則で定める工作物は、1ヘクタール未満の墓地（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地をいう。）とする。

(条例第5条第3号の規則で定める場合)

第5条 条例第5条第3号の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活の困窮その他の生活環境の著しい変化のため、その住居の移転を余儀なくされた場合
- (2) 事業を営む者が、経営の状況が悪化したことにより、当該事業を継続することが困難となった場合

(条例第5条第3号イの規則で定める建築物)

第6条 条例第5条第3号イの規則で定める建築物は、次の表の左欄に掲げる

建築物に対応する同表の右欄に掲げる建築物とする。

現に存する建築物	用途が類似する建築物
法第29条第1項第2号に規定する建築物	現に存する建築物と建築基準法の規定による建築物の用途の異なる建築物
法第43条第1項の許可を受けて建築された建築物	物

附 則

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第33号）

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

附 則（平成20年規則第31号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。